

○南房総市看護師等修学資金貸付基金条例施行規則

平成22年8月30日

規則第30号

改正 平成29年3月29日規則第11号

平成31年3月13日規則第8号

令和元年12月20日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市看護師等修学資金貸付基金条例（平成22年南房総市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(貸付日等)

第3条 修学資金の貸付日は、毎月15日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

2 修学資金は、1万円を単位として貸し付けるものとする。

3 修学資金の貸付けは、金融機関の口座に振り込む方法によって行うものとする。

(貸付期間)

第4条 修学資金の貸付期間は、第6条の規定により貸付けの決定のあった日の属する月から借受人が在学している養成施設の正規の修業期間が修了する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸付けの決定のあった日の属する月が4月以外の月であるときは、修学資金の貸付期間の開始月は、当該4月以外の月の3月前の月（当該4月以外の月の属する年度前の年度の月を除く。）とすることができる。

(貸付けの申請)

第5条 条例第3条の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を立て、看護師等修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、

市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 保証書（別記第3号様式）
- (3) 連帯保証人2人の印鑑証明書
- (4) 在学証明書

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は、その親権者又は後見人でなければならない。

（貸付けの決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、修学資金の貸付けの可否を決定し、看護師等修学資金貸付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（貸付けの取消し等）

第7条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分からの修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸付けを辞退したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 市長は、借受人が休学し、留年し、停学の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月の分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止することができる。

（貸付取消事由等の届出）

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届書に当該届出事項を証する書類を添え、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

- (1) 退学したとき 退学届 (別記第 5 号様式)
- (2) 修学資金の貸付けを辞退しようとするとき 辞退届 (別記第 6 号様式)
- (3) 休学しようとするとき 休学届 (別記第 7 号様式)
- (4) 留年したとき 留年届 (別記第 8 号様式)
- (5) 停学の処分を受けたとき 停学届 (別記第 9 号様式)
- (6) 1 月以上引き続いて欠席したとき 長期欠席届 (別記第 10 号様式)
- (7) 氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったとき 身上等変更届 (別記第 11 号様式)
- (8) 連帯保証人が変更となったとき 連帯保証人変更届 (別記第 12 号様式)、保証書 (別記第 3 号様式) 及び変更後の連帯保証人の印鑑証明書
- (9) 連帯保証人の氏名又は住所が変更となったとき 連帯保証人氏名等変更届 (別記第 13 号様式)

2 前項第 3 号から第 6 号までの規定により届出をした者は、当該事由がやんだときは、直ちに復学等届 (別記第 14 号様式) を市長に提出しなければならない。

3 親権者、後見人又は連帯保証人は、修学資金に係る返還の債務が消滅する前に借受人が死亡したときは、直ちに死亡届 (別記第 15 号様式) に死亡診断書又は戸籍抄本を添え、市長に届け出なければならない。

(条例第 5 条の規則で定める期間等)

第 9 条 条例第 5 条の規則で定める期間は、第 7 条第 2 項の規定により修学資金の貸付けを停止した期間とする。

2 条例第 5 条の規則で定める均等払の方法は、月賦均等返還の方法によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げないものとする。

(毎月の返還期限)

第 10 条 月賦均等返還の方法による毎月の返還期限は、月の末日 (当該末日が、休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日) とする。ただし、12 月については、市長が別に定める日とする。

(条例第 6 条本文の規則で定める期間等)

第11条 条例第6条本文の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 条例第6条第1号、第2号又は第5号に該当する場合 その理由が継続する間
- (2) 条例第6条第3号に該当する場合 貸付期間(条例第6条第4号にも該当するときは、当該養成施設が指定する期間を除く。)
- (3) 条例第6条第4号に該当する場合 養成施設が指定する期間

2 条例第6条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養成施設を卒業後、直ちに安房郡市内において継続して貸付期間、看護師等の業務に従事しなかった場合(養成施設を卒業後、当該養成施設が指定する場所において看護師等の業務に従事する場合を除く。)
- (2) 養成施設を卒業後、当該養成施設が指定する期間及び場所において看護師等の業務に従事し、その後直ちに安房郡市内において継続して貸付期間、看護師等の業務に従事しなかった場合
- (3) 養成施設を卒業した日から1年2月が経過する日までに看護師等の免許を取得できなかった場合

3 条例第6条第6号の市長が必要と認めるときは、次に掲げるときとし、その貸付金の猶予の期間は、その区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 看護師等の免許を取得しようとするとき 養成施設を卒業した日から1年2月が経過する日まで
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認める期間(返還の猶予の申請等)

第12条 条例第6条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書(別記第16号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、修学資金の返還の猶予の可否を決定し、看護師等修学資金返還猶予決定(却下)通知書(別記第17号様式)により通知するものとする。

(条例第7条第1項ただし書の規則で定める場合等)

第13条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める場合については、第11条第2項の規定を準用する。

2 条例第7条第1項第1号の規則で定める市外に存する医療機関は、社会福祉法人太陽会安房地域医療センターとする。

3 条例第7条第1項第4号の規則で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

(1) 心身の故障 看護師等の業務に当たり、身体の機能又は精神若しくは神経系統に著しい制限を加える障害を有すること。

(2) 災害 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住居又は家財の2分の1以上に損害があり、修学資金の返還が困難であると認められるもの

(従事期間の特例)

第14条 本市内又は前条第2項に規定する医療機関で看護師等の業務に従事していた期間と安房郡市（本市及び同項に規定する医療機関を除く。）内で看護師等の業務に従事していた期間を合算した期間が貸付期間に達するときは、条例第7条第1項第2号に該当する者とし、条例及びこの規則の規定を適用するものとする。

(返還の免除の申請等)

第15条 条例第7条第1項各号の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還免除申請書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の免除の可否を決定し、看護師等修学資金返還免除決定（却下）通知書（別記第19号様式）により通知するものとする。

(延滞利息の徴収)

第16条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき修学資金の額に返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合をもって計算した延滞利息を返還すべき修学資金の額に加算して支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が100円未満の場合は、この限りでない。

- 2 市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことにやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞利息を減免することができる。

(現況報告)

第17条 借受人は、修学資金に係る返還の債務が消滅するまで、毎年3月31日現在の現況報告書(別記第20号様式)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月29日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、この規則による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(平成31年3月13日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月20日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この規則の施行後、地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンスの運営状況その他の事項について勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別記第1号様式(第5条関係)

看護師等修学資金貸付申請書

年 月 日

南房総市長

宛

申請者 住所
氏名



修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	し め い 氏 名			男・女
	生 年 月 日	年 月 日生	(満 歳)	
家族	住 所			
	氏 名			
	本人との続柄			
貸付けを受けようと する修学資金の額		月額 円	貸付期間	年 月から 年 月まで
養成施設の名称	名 称			
	所 在 地			
	入学及び卒業見込年月			
連帯保証人	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	本人との続柄			

申請資格について、市が必要な個人情報を確認することに同意します(しません)。

添付書類

- 1 誓約書(別記第2号様式)
- 2 保証書(別記第3号様式)
- 3 連帯保証人2人の印鑑証明書
- 4 在学証明書

別記第2号様式(第5条関係)

誓約書

年 月 日

南房総市長

宛

申請者 住所

氏名

㊦

私は、南房総市看護師等修学資金貸付基金条例及び南房総市看護師等修学資金貸付基金
条例施行規則に従い、誠実に義務を履行することを誓約します。

別記第3号様式(第5条、第8条関係)

保証書

申請者 住所
氏名

上記の者が貸付けを受ける南房総市看護師等修学資金について、万一申請者が返還の義務を履行しない場合は、その債務を負担することを保証します。

年 月 日

南房総市長 宛

連帯保証人 住所
氏名

①

連帯保証人 住所
氏名

①

備考 連帯保証人の氏名欄には、実印を押印すること。

別記第4号様式(第6条関係)

看護師等修学資金貸付決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

氏名

南房総市長



次のとおり修学資金の貸付けを決定(却下)したので通知します。

1 決定

- (1) 貸付金額 月額 円
(2) 貸付期間 年 月から
年 月まで

2 却下

理由

別記第5号様式(第8条関係)

退学届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名

㊦

次のとおり退学したので、届け出ます。

1 退学年月日 年 月 日

2 事由

3 最終修学資金受領年月日 年 月

別記第6号様式(第8条関係)

辞退届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名

㊦

次のとおり修学資金の借受けを辞退したいので、届け出ます。

1 辞退年月日 年 月 日

2 事由

3 希望最終修学資金受領年月 年 月まで

別記第7号様式(第8条関係)

休学届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名



次のとおり休学するので、届け出ます。

- 1 休学期間 年 月 日から
 (予定) 年 月 日まで
- 2 事由

別記第8号様式(第8条関係)

留年届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名

印

次のとおり留年したので、届け出ます。

1 進級できなかった学年

2 事由

別記第9号様式(第8条関係)

停学届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名

印

次のとおり停学となったので、届け出ます。

- 1 停学期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 2 事由

別記第10号様式(第8条関係)

長期欠席届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名

㊟

次のとおり長期欠席するので、届け出ます。

- 1 欠席期間 年 月 日から
(予定) 年 月 日まで
- 2 事由

別記第11号様式(第8条関係)

身上等変更届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所

氏名

㊦

次のとおり(氏名、住所、職業等)を変更したので、届け出ます。

- 1 氏名 変更後
変更前
- 2 住所 変更後
変更前
- 3 職業
- 4 その他
- 5 変更の事由

6 変更年月日 年 月 日

別記第12号様式(第8条関係)

連帯保証人変更届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人

住所

氏名

印

変更前連帯保証人

住所

(死亡時空欄)

氏名

印

次のとおり連帯保証人を変更したので届け出ます。

変更後 連帯保 証人	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	本人との続柄		
変更前 連帯保 証人	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	本人との続柄		
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		
<p>上記借受人が貸付けを受ける南房総市看護師等修学資金について、万一借受人が返還の義務を履行しない場合は、その債務を負担することを保証します。</p> <p style="text-align: right;">変更後連帯保証人 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

備考 変更前及び変更後の連帯保証人の氏名欄には、実印を押印すること。

添付書類 変更後の連帯保証人の印鑑証明書

別記第13号様式(第8条関係)

連帯保証人氏名等変更届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所

氏名

㊟

連帯保証人 住所

氏名

㊟

次のとおり連帯保証人の氏名等を変更したので届け出ます。

- 1 氏名 変更後
変更前
- 2 住所 変更後
変更前
- 3 変更年月日 年 月 日

備考

- 1 連帯保証人の氏名欄には、実印を押印すること。
- 2 連帯保証人の実印が、申請時から変更があったときは、印鑑証明書を添付すること。

別記第14号様式(第8条関係)

復学等届

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名

㊦

次のとおり復学(進級、出校)したので、届け出ます。

1 復学(進級、出校)年月日 年 月 日

2 事由

3 休学等期間 年 月 日から

年 月 日まで

別記第15号様式(第8条関係)

死亡届

年 月 日

南房総市長

宛

連帯保証人 住所

氏名

㊦

連帯保証人 住所

氏名

㊦

次のとおり借受人が死亡したので、届け出ます。

1 借受人氏名

2 死亡年月日 年 月 日

添付書類 死亡診断書又は戸籍抄本

別記第16号様式(第12条関係)

看護師等修学資金返還猶予申請書

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所

氏名



次のとおり修学資金の返還を猶予くださるよう申請します。

貸付総額及び貸付期間	円			年 月から 年 月まで
返還済額及び返還期間	円			年 月から 年 月まで
返還猶予申請額及び希望する猶予期間	円			年 月から 年 月まで
養成施設の名称及び卒業年月日	名称			卒業年月日 年 月 日
看護師等免許の種別、登録番号及び取得年月日	種別	登録番号		取得年月日 年 月 日
養成学校卒業後の状況	就業場所、在学施設の名称			期 間
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
看護師等の業務に従事することができなかった期間等	事 由			期 間
				年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする事由				

別記第17号様式(第12条関係)

看護師等修学資金返還猶予決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名

南房総市長



次のとおり修学資金の返還猶予を決定(却下)したので通知します。

1 決定

- (1) 猶予金額 円
(2) 猶予期間 年 月から
年 月まで

2 却下

理由

別記第18号様式(第15条関係)

看護師等修学資金返還免除申請書

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名
電話



次のとおり修学資金の返還を免除くださるよう申請します。

貸付総額及び貸付期間	円		年 月から 年 月まで
返還済額及び返還期間	円		年 月から 年 月まで
返還免除を受けようとする額	円		
養成施設の名称及び卒業年月日	名称		卒業年月日 年 月 日
看護師等免許の種別、登録番号及び取得年月日	種別	登録番号	取得年月日 年 月 日
養成学校卒業後の状況	就業場所、在学施設の名称		期 間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
看護師等の業務に従事することができなかった期間等	事 由		期 間
			年 月から 年 月まで
返還免除を受けようとする事由			

備考 借受人死亡の場合は、連帯保証人が連名で申請してください。

別記第19号様式(第15条関係)

看護師等修学資金返還免除決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名

南房総市長



次のとおり修学資金の返還免除を決定(却下)したので通知します。

1 決定

免除額 円

2 却下

理由

別記第20号様式(第17条関係)

現況報告書

年 月 日

南房総市長

宛

借受人 住所
氏名

④

年3月31日現在の状況を報告します。

- 1 現住所
- 2 勤務先及び所在地
- 3 健康状態

別記第1号様式 (第5条関係)
別記第2号様式 (第5条関係)
別記第3号様式 (第5条、第8条関係)
別記第4号様式 (第6条関係)
別記第5号様式 (第8条関係)
別記第6号様式 (第8条関係)
別記第7号様式 (第8条関係)
別記第8号様式 (第8条関係)
別記第9号様式 (第8条関係)
別記第10号様式 (第8条関係)
別記第11号様式 (第8条関係)
別記第12号様式 (第8条関係)
別記第13号様式 (第8条関係)
別記第14号様式 (第8条関係)
別記第15号様式 (第8条関係)
別記第16号様式 (第12条関係)
別記第17号様式 (第12条関係)
別記第18号様式 (第15条関係)
別記第19号様式 (第15条関係)
別記第20号様式 (第17条関係)